

## 中津川市林野火災警報等発令基準

### (目的)

第1条 この基準は、中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第1号。以下「条例」という。）第29条の8及び第29条の9に規定する林野火災警報等（以下「火災警報等」という。）の発令基準を定め、林野火災の予防を目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 林野火災注意報 発令区域での火の使用の制限について努力義務を課すものをいう。
- (2) 林野火災警報 発令区域での火の使用の制限について規制するものをいう。

### (林野火災注意報の発令)

第3条 林野火災注意報の発令基準は、次のとおりとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下である場合。
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報の発表がされている場合。

### (林野火災警報の発令)

第4条 林野火災警報の発令基準は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合とする。

### (発令区域)

第5条 林野火災警報等の発令区域は市全域とする。

### (発令期間)

第6条 発令期間は年間を通じて発令するものとする。

### (降水量観測地点)

第7条 発令基準となる降水量は、気象庁地域気象観測システム岐阜県中津川観測地点とする。

### (気象概況)

第8条 気象概況は岐阜地方気象台からの通報を受けるものとする。

### (火災警報等発令解除)

第9条 火災警報等の解除は、毎朝5時頃の気象概況の通報を受けた際に加えて、当日の天気予報が晴れであったにもかかわらず降水があった際など、発令指標に該当しなくなった場合とする。

(委任)

第10条 その他この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和8年1月1日から施行する。